

桑折町発注工事における「建設キャリアアップシステム活用工事」試行要領

制 定 令和6年 4月1日

一部改訂 令和6年10月1日

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、「CCUS推奨工事」(以下「推奨工事」という。)の実施にあたり必要な事項を定め、CCUSを活用した工事(以下「建設キャリアアップシステム活用工事」という。)の拡大を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1)「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、(一財)建設業振興基金である。
- (2)「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3)「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4)「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5)「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6)「管理者ID(現場管理者)登録」とは、元請事業者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。
- (7)「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8)「現場利用料(カードタッチ費用)」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。
- (9)「推奨工事」とは、受注者がCCUS活用を希望する工事をいう。
- (10)「受注者希望型」とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までにCCUSの実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式をいう。

3 対象工事

桑折町が発注する全ての工事を試行の対象とする。ただし、以下に該当する工事は、CCUS活用工事の対象としない。

- (1)災害復旧工事や社会的要請などの理由からCCUSの活用が困難な場合
- (2)実工期(休日を除く)が30日以下など工期が著しく短い場合
- (3)その他の事由により、発注者がCCUSを活用出来ないと判断する場合

4 実施方法

(1) 入札事務手続き関係

- ① 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「CCUS活用工事」と朱書きする。
- ② 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 建設キャリアアップシステム活用工事

- 1 本工事は「桑折町発注工事における『建設キャリアアップシステム活用工事』試行要領」の対象工事である。
- 2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は 受注者希望型 である。

- ③ 「入札公告・指名通知」（随意契約の場合、見積書提出通知）に下記事項を追加する

(記載例)

○ その他

本工事は、「桑折町発注工事における『建設キャリアアップシステム活用工事』試行要領」

(総務課財政係下記 HP 参照

<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/soumu/8/1/14308.html>)

の対象工事である。)

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は 受注者希望型 である。

(2) 実施内容関係

受注者は、活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
技能者登録	1 名以上の技能者の登録。
現場登録	当該現場の登録。
就業履歴情報登録	当該現場での 30 日以上の就業履歴情報の登録

5 実施状況の確認

受注者は、精算変更時に、4 (2)に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	基準
事業者登録	登録完了メール（写し）、就業履歴一覧表
技能者登録	登録完了メール（写し）、就業履歴一覧表
現場登録	現場利用料の請求書（写し）
就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

6 システム活用に係る費用

(1) カードリーダー購入費用

購入を証する領収書等と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。費用計上については次のとおり。

		カードリーダーまたは顔認証型リーダー		カードリーダー 以外の機器 (PC、タブレット等)	通信費
		OS	上限金額 (円/台)		
購入	Windows	1万円（税抜）	2台	計上しない	計上しない
	iOS	3万円（税抜）			
リース	Windows	計上しない	—		
	iOS				

※施工箇所が点在する工事の場合など、3台以上必要と認められる場合は、受発注者協議により、その費用を計上できるものとする。

(2) 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録(事業者登録、管理者ID登録、技能者登録)のための費用は、設計変更の対象としない。

(3) 変更契約

4 (2)に掲げる基準を達成できた場合は、カードリーダー購入費用（新規購入分）及び現場利用料について、工事請負費率の対象とし、以下の通り、支出実績に基づき設計変更し、変更契約する。

①土木工事の場合

共通仮設費に積み上げ計上する。諸経費については、全て対象外とする。

②建築関係工事の場合

共通仮設費に積み上げ計上する。諸経費については、現場管理費及び一般管理費の対象にしないこととする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

8 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。